

『保管場所使用承諾証明書』の記載例

この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う際の保管場所の位置が、他人所有の場合に作成してください。
書類の作成に当たっては、保管場所の所有者又は委託を受けた管理会社等が作成したものを証明申請・届出書と共に提出してください。

保管場所使用承諾証明書

警察署提出用

保管場所の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号
使用者	〒(465-1234) 住所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 (052)951局〇〇〇〇番
	氏名 愛知 一郎
使用期間	平成 28年 5月 10日 から 平成 29年 5月 9日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">平成28年 5月 1日</p> <p>名古屋市中区三の丸1丁目3番1号 丸の内マンション 110号 愛知 花子 印 (052)951-〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">住所 名古屋市中区三の丸1丁目3番1号 丸の内マンション 110号 (052)951局 〇〇〇〇 版 氏名 愛知 守 印</p>	

保管場所の位置等

自動車保管場所証明申請書の申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じになります。

使用期間欄

使用の開始日は、申請日より前の日付、使用終了日は、開始日から少なくともおおむね3ヶ月以上の期間の承諾を受けてください。

承諾者欄

- 1 正当な承諾権者(駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者)の記名又は署名と押印が必要です。
- 2 書面の訂正には承諾者の印鑑による訂正が必要です。
- 3 共有者が複数の場合は、全員の承諾が必要です。各々の住所・氏名を記入し、押印してください。
承諾者が多数で書ききれない場合は「別紙記載」とし、別紙に承諾者全員の住所・氏名を記入し押印してください。

備考 共有の場合は、使用者(申請者)を除く共有者全員の住所・氏名を記入し押印してください。